

寒川町歯及び口腔の健康づくり推進条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(歯科医療等業務従事者の責務)	(歯科医療等業務従事者の責務)
第5条 (略)	第5条 (略)
(加える)	<u>2 歯科医療等業務従事者は、歯科検診その他の機会を通じて、虐待その他の歯及び口腔の健康づくりを阻害するおそれのある社会的要因の早期発見に努めるものとする。</u>
(基本的施策)	(基本的施策)
第7条 町は、町民の歯及び口腔の健康づくりの推進を図るため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるものとする。	第7条 町は、町民の歯及び口腔の健康づくりの推進を図るため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるものとする。
(1) (略)	(1) (略)
(加える)	<u>(2) 高齢期における口腔機能維持及び向上に係るオーラルフレイル予防に関する取組を推進すること。</u>
(2) _____ _____定期的に歯科検診を受けること、必要に応じて歯科保健指導を受けること及びかかりつけ歯科医を持つことの促進に関すること。	<u>(3) 幼年期から高齢期までの全ての世代で定期的に歯科検診を受けること、必要に応じて歯科保健指導を受けること及びかかりつけ歯科医を持つことの促進に関すること。</u>
<u>(3) (略)</u>	<u>(4) (略)</u>
<u>(4) (略)</u>	<u>(5) (略)</u>
<u>(5) (略)</u>	<u>(6) (略)</u>
<u>(6) (略)</u>	<u>(7) (略)</u>
<u>(7) (略)</u>	<u>(8) (略)</u>
<u>(8) 歯科医療等業務従事者並びに保健、医療、教育及び社会福祉関係者並びに事業者との連携体制の構築に関すること</u> _____ _____ _____。	<u>(9) 歯科医療等業務従事者並びに保健、医療、教育及び社会福祉関係者並びに事業者との連携による歯及び口腔の健康づくりに関する取組を推進し、並びに歯及び口腔の健康づくりが全身の健康の保持増進に果たす役割に関する普及啓発を行うこと。</u>
(加える)	<u>(10) フッ化物応用等の効果的な虫歯予防対策の推進に関すること。</u>
(加える)	<u>(11) 災害、感染症のまん延その他非常の事態における歯及び口腔の健康づくりに関する対策を推進すること。</u>

(9) (略)

(12) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。